

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、多度津町土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）南鴨辻地区）を行うことについて平成26年11月12日適当と決定した。

その関係書類を多度津町産業課において平成26年11月27日から同年12月17日まで縦覧に供する。

平成26年11月21日

香川県知事 浜 田 恵 造